

明倫短期大学学則

制定日 平成9年4月1日
最終改定日 2025年5月29日

第1章 総則	第2章 学年・学期及び休業日
(目的) 第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、人格の陶冶、知識と技術の修得、社会への医療技能の還元という三つの創立綱領を柱に学理と専門技術を教授研究して、人類の福祉に貢献する有能な医療専門技術者を育成することを目的とする。 (自己点検・評価) 第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受ける。 3 前二項に関する必要な事項は、別に定める (学科の設置及び目的) 第2条 本学に、次の学科を置く。 歯科技工士学科 歯科衛生士学科 2 前項において設置する各学科の目的はそれぞれ次のとおりとする。 歯科技工士学科 医療技術専門者として共感性をもち、口腔機能回復に必要な歯科補綴装置における専門的知識及び技術をもった人材を育成する。 歯科衛生士学科 医療技術専門者として共感性をもち、口腔保健・医療・福祉における専門的知識及び技術をもった人材を育成する。 3 前項に定める目的を達成するため、各学科に教育目標を別に定めこれを公表する。 (修業年限) 第3条 各学科の修業年限は、次のとおりとする。 歯科技工士学科 2年 歯科衛生士学科 3年 (学生定員) 第4条 各学科に置く学生定員は、次のとおりとする。 歯科技工士学科 学生定員 22名 収容定員 44名 歯科衛生士学科 学生定員 55名 収容定員 165名	(学年及び学期) 第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 2 学年を次の学期に分ける。 一 前期 4月1日より9月30日まで 二 後期 10月1日より翌年の3月31日まで (休業日) 第6条 休業日は、次のとおりとする。 一 日曜日 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日 三 本学の創立記念日 7月7日 四 春期休業日 3月第2週から5週間 五 夏期休業日 7月第4週から6週間 六 冬期休業日 12月第4週から3週間 2 必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。 3 第1項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。 第3章 授業科目及び授業時間 (授業科目数及び単位数) 第7条 授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより実施するものとする。 3 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 (単位数の計算) 第7条の2 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を計算するものとする。 2 単位の計算方法については別に定める。 第4章 授業科目の履修及び修了認定 (授業科目の履修) 第8条 学生は、第7条に定める授業科目を履修しなければならない。 2 履修方法の細則は、別にこれを定める。 (授業科目の管理) 第9条 授業科目の内容及び授業方法等については、その授業科目の担当者がこれを管理するものとする。

(授業の出席)

第10条 学生の各授業科目の出席は、授業科目履修要項に定めるところによる。

(試験)

第11条 授業科目の履修の認定は、試験によるものとする。

(学科の修了)

第12条 第3条に定められた修業年限を在学し、所定の授業科目の履修の認定を得た者は、学科を修了したものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第12条の2

学長が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により、与えることができる単位数は、30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第12条の3

本学に入学する前に他の大学又は短期大学(外国の大学及び短期大学を含む)で修得した単位は、学長が教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修により修得したものと同みなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き30単位を超えないものとする。ただし、修業年限は短縮できない。

3 前二項の単位認定の取り扱いについては別にこれを定める。

第5章 卒業及び学位

(卒業)

第13条 学科を修了した者については、学長が卒業を認定する。

2 卒業延期となった者が、翌年度前期終了時に卒業要件を満たした場合、前期末に卒業できるものとする。

(学位)

第14条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第6章 入学、休学、転学及び退学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学の資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した

者

二 通常の課程による12年の学校教育課程を修了した者、設の当該課程を修了した者

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の認定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した、在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

七 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

(入学志願の手続)

第17条 本学に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に所定の入学検定料を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第18条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

(入学手続及び入学許可)

第19条 入学試験の結果合格した者は、保証人及び副保証人を定め、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人及び副保証人)

第20条 保証人は父兄を原則とする。副保証人は独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人、副保証人は、学生の在学中のすべてのことについて責任を負わなければならない。

3 保証人または副保証人がその資格を失ったときには、直ちに保証人または副保証人の変更を届け出なければならない。

(氏名、本籍及び住所の変更)

第21条 学生、保証人ならびに副保証人が氏名、本籍及び住所を変更した場合、すみやかに届け出なければならない。

(在学の年限)

第22条 学生の在学年限は次のとおりとする。

歯科技工士学科 4年

歯科衛生士学科 6年

(欠席)

第23条 疾病その他の事故により1週間以上欠席する場合には、その事由を添えてすみやかに所定の欠席届を提出しなければならない。

(休学)

第24条 疾病その他やむをえない事由により休学する場合には、その事由を証明する書類を添えて保証人連署のうえ、所定の休学願を提出して、学長

- の許可を得なければならない。
- 2 疾病等のため出席することが適当でないと認めた者には、学長が休学を命ずることがある。
- 3 休学の手続きに関する細則については、別に定める。

(休学期間)

- 第25条 休学期間は、修業年限内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を学長が認めることがある。
- 2 休学期間は通算して修業年限を超えることができない。
- 3 休学期間は在学年限に算入しない。

(復学)

- 第26条 休学期間が満了するとき、及び休学期間中であってもその事由が消滅した場合には、復学願を提出して学長の許可を得なければならない。
- 2 疾病が治癒して復学する者は、医師の健康診断書を、その他の場合は、その事由が解消された証明書または理由書を添付しなければならない。
- 3 復学の手続きに関する細則は、別に定める。

(転学及び転入学)

- 第27条 他の学校へ転学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て学長の許可を得なければならない。
- 2 他の学校より転入学を願い出た者があるときは、欠員ある場合に限り、選考の上、学長が許可することがある。
- 3 転学及び転入学の手続きに関する細則は、別に定める。

(転科)

- 第28条 本学在学者で本学の他学科及び専攻科への転科を志望する者があるときは、学長が許可することがある。
- 2 転科の手続きに関する細則は、別に定める。

(退学)

- 第29条 退学しようとする者は、その事由を説明し、保証人連署の上、所定の退学願を提出して学長の許可を得なければならない。ただし、退学の理由が疾病の場合には、診断書の添付を必要とする。
- 2 学期の途中で退学する場合は、当該学期の授業料等すべて納入すべき学費は納入しなければならない。
- 3 退学の手続きに関する細則は、別に定める。

(除籍)

- 第29条の2 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍を決定する。
- 一 第22条に定める在学年限を超えた者
- 二 第25条2項に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者
- 三 授業料など学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- 四 長期にわたり行方不明の者

- 五 死亡の届出のあった者
- 2 除籍の手続きに関する細則は、別に定める。

(再入学)

- 第30条 前条により退学したのち、その事由が解消され再入学を願い出たときは、選考の上、学長が許可することがある。
- 2 再入学の際には、既修得単位を考慮し、該当年次に編入させることができる。
- 3 再入学の手続きに関する規程は、別に定める。

第7章 授業料その他納入金

(授業料他の徴収)

- 第31条 授業料及びその他の納入すべき学費の金額は、別表Ⅱのとおりとする。
- 2 納入方法その他の取扱いについては、別に定める。
- 3 学長は、学費を納付期限までに納付しない者に対し、出席停止、試験受験不許可を命じ、又は除籍の決定をすることができる。

(入学金の免除)

- 第32条 入学金の免除については、別表Ⅱのとおりとする。

(授業料等の返還)

- 第33条 すでに納入した授業料等は、理由の如何にかかわらず返還しない。ただし、別に定めるところにより返還する場合がある。

第8章 学生心得

(学生心得)

- 第34条 学生心得は別にこれを定める。

第9章 賞罰

(表彰)

- 第35条 人物及び学業成績の特に優秀な者、あるいは表彰するに足る行為のあった者に対しては、学長が表彰することがある。
- 2 学生の表彰に係る規程は、別に定める。

(懲戒)

- 第36条 本学則その他学生に関する諸規則に反し、その他学生の本分にもとる者は、学長が懲戒を決定する。
- 2 懲戒に係る手続きについては、別に定める。

(懲戒の種類)

- 第37条 懲戒はこれを分けて戒告、謹慎、停学及び退学の4種類とする。ただし、次の各号の一つに該当するものは、退学の処分をなすものとする。
- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 正当の理由なくして出席の常でない者
- 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 職員組織

(学長)

第38条 本学に学長を置く。

- 2 学長は、本学を代表し、本学の業務を決定または裁定する。
- 3 学長が行う決定とは、学長の意思表示により決することをいう。
- 4 学長が行う裁定とは、学長が意思表示した後、理事会の議に付し決することをいう。
- 5 学長の資格、選任及び任期については、別に定める。

(副学長等)

第38条の2

本学に、副学長、学科長及び専攻科長（以下「副学長等」という。）を置くことができる。

- 2 副学長等の任務、資格、選任及び任期については、別に定める。

(教員)

第39条 本学に、教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）を置く。

- 2 教員の定員、資格、選任については、別に定める

(定員外教員)

第39条の2

本学に、定員外教員を置くことができる。

- 2 定員外教員に関する事項は、別に定める。

(職員)

第40条 本学に、事務職員、その他必要な職員（以下「職員」という。）を置く。

- 2 職員の定員、選任については、別に定める。

第11章 教授会

(教授会の組織)

第41条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び副学長、学科長、教授を以て組織する。
- 3 前項にかかわらず、学長が必要と認めたときは、その他の教職員を出席させ、意見を求めることができる。

(召集及び議長)

第42条 教授会は学長がこれを召集し、その議長となる。ただし、学長に事故がある場合は、副学長がこれに代わる。学長、副学長に事故がある場合は、予め定めた順位に従ってこれに代わる。

- 2 定例教授会は、原則として毎月1回開催する。ただし、学長が必要と認めた場合、または半数以上の教授会構成員が審議すべき事項を添えて要請した場合は、臨時教授会を開催しなければならない。
- 3 教授会を召集するには、緊急の場合を除き、各教授会構成員に対して5日前までに、会議の目的、日時及び場所を記載して通知するものとする。

(教授会の審議事項)

第43条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(教授会の成立)

第44条 教授会は特に定める場合を除き、教授会の構成員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(審議)

第45条 教授会の審議は、特に定める場合を除き、出席教授会構成員の過半数を以てこれを決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(委員会)

第46条 学長は、必要に応じて委員会を設けることができる。委員会の規程は別にこれを定める。

第12章 専攻科

(専攻科)

第47条 第2条において設置する各学科に、次の専攻科を置く。

歯科技工士学科
生体技工専攻
歯科衛生士学科
口腔保健衛生学専攻

(目的)

第48条 専攻科は、短期大学における一般的教育及び専門的教育の基礎の上に立ち、専門分野について、より一層の学識と技能を深め、その研究能力を培うことを目的とし、各専攻科の目的は次のとおりとする。

生体技工専攻
口腔機能回復に必要な歯科補綴装置における高度な専門的知識及び技術をもった歯科技工士を育成する。
口腔保健衛生学専攻
口腔保健・医療・福祉における高度な専門的知識及び技術をもった歯科衛生士を育成する。
2 前項に定める目的を達成するため、各専攻科に教育目標を別に定めこれを公表する。

(入学の資格)

第49条 専攻科に入学することができる者は、それぞれ次の各号の一つに該当する者とする。

(生体技工専攻)

- 一 歯科技工士養成機関である短期大学を卒業した者
- 二 歯科技工士養成機関である専修学校の専門課程を修了した者のうち大学に編入学できる者
- 三 その他本学において前各号と同等程度以上

の学力があると認められた者

(口腔保健衛生学専攻)

- 一 歯科衛生士養成機関である修業年限 3 年の短期大学を卒業した者
- 二 歯科衛生士養成機関である修業年限 3 年以上の専修学校の専門課程を修了した者のうち大学に編入学できる者

(学生定員)

- 第 5 0 条 各専攻科に置く学生定員は、次のとおりとする。
- | | |
|------------|--|
| 生体技工専攻 | |
| 学生定員 1 0 名 | |
| 収容定員 2 0 名 | |
| 口腔保健衛生学専攻 | |
| 学生定員 1 0 名 | |
| 収容定員 1 0 名 | |

(修業年限)

- 第 5 1 条 各専攻科の修業年限は次のとおりとする。
- | | |
|-----------|-----|
| 生体技工専攻 | 2 年 |
| 口腔保健衛生学専攻 | 1 年 |

(授業科目数及び時間数)

- 第 5 2 条 授業科目及び授業時間数は、別表 I のとおりとする。

(在学年限)

- 第 5 3 条 学生の在学年限は次のとおりとする。
- | | |
|-----------|-----|
| 生体技工専攻 | 4 年 |
| 口腔保健衛生学専攻 | 2 年 |

(授業科目の履修)

- 第 5 4 条 専攻科の学生は、第 5 2 条に定める授業科目を履修しなければならない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

- 第 5 5 条 学長が、教育上有益と認めるときは、専攻科の学生が本学の定めるところにより本学もしくは他の大学又は短期大学、専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。ただし、これらの単位は 2 3 単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

- 第 5 5 条の 2
- 学長が、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 3 0 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第 5 6 条 本学に入学する前に他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む）で修得した単位は、学長が教育上有益と認める場合、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き 3 0 単位を超えないものとする。ただし、修業年限は短縮できない。
- 3 前二項の単位認定の取り扱いについては別にこれを定める。

(修了)

- 第 5 7 条 第 5 1 条に定められた修業年限を在学し、本学則所定の単位を履修した者には、学長が修了を認定する。
- 2 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(授業料他の徴収)

- 第 5 8 条 授業料及びその他の納入すべき学費の金額は、別表 II のとおりとする。

(その他専攻科に関する事項)

- 第 5 9 条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、本学則を適用する。

第 1 3 章 研究生、科目等履修生、聴講生、長期履修学生

(研究生)

- 第 6 0 条 本学において特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として学長が受け入れを許可する。

(科目等履修生)

- 第 6 1 条 本学所定の授業科目中 1 科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として学長が受け入れを許可する。

(聴講生)

- 第 6 2 条 本学所定の授業科目中 1 科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として学長が受け入れを許可する。

(長期履修学生)

- 第 6 3 条 職業を有している等の事情により、第 3 条に定める修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として学長が受け入れを許可する。

(その他)

- 第 6 4 条 本章に定めるものの他、研究生、科目等履修生、聴講生及び長期履修学生に関し必要な事項は別に定める。

第14章 附属施設

(附属歯科診療所)

第65条 本学に附属歯科診療所を設ける。

2 附属歯科診療所に関する事項は、別に定める。

(図書館)

第66条 本学に図書館を設ける。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

(学生寮)

第67条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

(改廃)

第68条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会において決定する。

附則

この学則は、平成9年4月1日に入学した者より施行する。

附則

この学則は、平成10年10月1日より施行する。

附則

この学則は、平成11年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成13年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成14年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成15年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成16年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成17年4月1日より施行する。

第13条、第14条は平成17年10月20日より施行する。

附則

この学則は、平成18年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成19年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成20年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成21年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成21年7月1日より施行する。

附則

この学則は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成23年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成25年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成29年4月1日より施行する。

附則

この学則は平成31年4月1日より施行する。

但し、別表Ⅱの学費については、平成31年4月入学予定者にも適用する。

附則

この学則は2020年4月1日より施行する。

附則

この学則は2021年12月23日より施行する。

附則

この学則は2023年4月1日より施行し、2023年度入学生から適用する。

附則

この学則は2024年4月1日より施行する。

附則

この学則は2025年4月1日より施行する。

附則

この学則は2026年4月1日より施行する。

別表Ⅰ-1 歯科技工士学科（2025年度以降入学者）

区分			科 目 名 称	授業を行う 年次	単位数		備考
					必修	選択	
一般 教育 科目	科学的思考の基盤 人間と生活	1	英語表現入門	1年次	2		こ と。 選 択 科 目 以 上 選 択 の 2
		2	造形美術概論	1年次	1		
		3	コミュニケーション入門	1年次		1	
		4	ボランティア	1年次		1	
		5	色彩学（色彩検定）	2年次		1	
		6	キャリア養成支援	2年次		1	
専 門 基 礎 分 野	歯科技工と歯科医療	7	関係法規	1年次	1		
		8	歯科技工管理学	1年次	2		
	歯・口腔の構造と機能	9	歯と口腔の解剖学	1年次	2		
		10	歯型彫刻Ⅰ	1年次	2		
		11	歯型彫刻Ⅱ	2年次	1		
		12	顎口腔機能学	1年次	1		
		13	顎口腔機能学体験実習	1年次	1		
	歯科材料・歯科技工 機器と加工技術	14	歯科理工学	1年次	2		
		15	歯科理工学実習Ⅰ	1年次	1		
		16	歯科理工学実習Ⅱ	1年次	2		
17		デジタル加工技術	1年次	2			
専 門 分 野	有床義歯技工学	18	有床義歯技工学	1年次	2		選 択 科 目 よ り 1 科 目 以 上 選 択 の こ と。
		19	全部床義歯実習Ⅰ	1年次	2		
		20	部分床義歯実習Ⅰ	1年次	3		
		21	金属床義歯実習	1年次	2		
		22	義歯修理・メンテナンス演習	2年次	1		
		23	キャリア・スキル形成Ⅰ	2年次	2		
		24	歯科診療フィールドワーク演習	2年次		1	
	歯冠修復技工学	25	歯冠修復技工学	1年次	2		
		26	歯冠修復実習Ⅰ	1年次	3		
		27	歯冠修復実習Ⅱ	1年次	3		
		28	歯冠修復実習Ⅲ	1年次	1		
		29	陶材焼付金属冠実習	2年次	1		
		30	CAD/CAM冠演習	2年次	1		
		31	キャリア・スキル形成Ⅱ	2年次	2		
		32	歯科インプラント技工	2年次		1	
	小児歯科技工学	33	小児・矯正歯科技工学	2年次	1		
		34	小児歯科技工学実習	2年次	1		
	矯正歯科技工学	35	矯正歯科技工学実習	2年次	1		
		36	キャリア・スキル形成Ⅲ	2年次	1		
	歯科技工実習	37	全部床義歯実習Ⅱ	2年次	2		
		38	部分床義歯実習Ⅱ	2年次	2		
		39	歯冠修復実習Ⅳ	2年次	4		
		40	キャリア・スキル形成Ⅳ	2年次	3		
		41	キャリア・スキル形成Ⅴ	2年次		1	
	合 計					60	

※卒業要件単位 63単位以上

別表Ⅰ-2 歯科衛生士学科（2026年度以降入学用）

区分		科目名称	授業を行う年次	単位数		備考
				必修	選択	
基礎	1	生命現象の科学	1年次	1		
	2	歯科衛生研究ゼミ	3年次	1		
	3	医療情報リテラシー	1年次	2		
	4	人間と社会生活	1年次	2		
	5	基礎英語	1年次	2		
	6	発展英語	1年次	2		
専門基礎	7	人体の構造と機能	1年次	3		
	8	総合専門基礎医学Ⅰ	3年次	1		
	9	歯・口腔の構造と機能	1年次	4		
	10	総合専門基礎医学Ⅱ	3年次	1		
	11	病因と病態	1年次	2		
	12	感染と免疫	1年次	2		
	13	生体と薬物	1年次	2		
	14	保健・医療・福祉の法と制度	2年次	2		
	15	公衆衛生	1年次	2		
	16	口腔健康管理・情報統計	1年次	2		
	17	総合専門基礎医学Ⅲ	3年次	1		
専門分野	18	歯科衛生学総論	1年次	2		
	19	歯の疾患と治療Ⅰ	1年次	1		
	20	歯の疾患と治療Ⅱ	1年次	1		
	21	歯周疾患と治療	1年次	1		
	22	顎・口腔領域の疾患と治療	2年次	1		
	23	小児歯科・矯正歯科	2年次	1		
	24	有病者の歯科治療	2年次	1		
	25	総合臨床歯科医学	3年次	2		
	26	歯周病予防処置・実習Ⅰ	1年次	2		
	27	歯周病予防処置・実習Ⅱ	2年次	2		
	28	齲蝕予防処置・実習	2年次	2		
	29	総合歯科予防処置論	3年次	2		
	30	歯科保健指導の基礎・実習	1年次	1		
	31	歯科保健教育活動	2年次	1		
	32	口腔保健と管理	3年次	1		
	33	栄養指導	2年次	1		
	34	歯科介護学	2年次	1		
	35	摂食嚥下リハビリテーション	2年次	1		
	36	総合歯科保健指導論	3年次	1		
	37	歯科治療のための材料・実習	1年次	1		
	38	歯科診療補助の基礎・実習	1年次	2		
	39	歯科診療補助各論・実習	2年次	1		
	40	医療安全管理	1年次	1		
	41	歯科医療の臨床検査	2年次	1		
	42	歯科医療保険	3年次	1		
	43	総合歯科診療補助論	3年次	2		
	44	臨地実習・臨床実習Ⅰ （歯科診療補助）	2年次	10		
	45	臨地実習・臨床実習Ⅱ （歯科予防処置・歯科保健指導・歯科介護）	3年次	10		

選 択 必 修	46	歯科医学の基礎	1年次		1	選択科目より7 単位以上選択 のこと。
	47	国際歯科医療論	2年次		1	
	48	介護の基本	2年次		2	
	49	救急処置	1年次		1	
	50	ヒトと自然	1年次		1	
	51	キャリア支援	2年次		1	
	52	色彩学	3年次		1	
	53	健康とスポーツ	1年次		1	
	54	口臭検査と口腔管理	3年次		1	
合 計				86	10	

※卒業要件単位 93単位以上

別表 I-3 歯科技工士学科専攻科 生体技工専攻 (2024年度以降入学者)

区分		科目名称	授業を行う年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門科目	1	口腔保健工学概論	1年次	1		
	2	口腔保健工学特別研究	2年次	5		
	3	社会人基礎力・人間力育成講座	1年次		1	選択科目から 1科目以上選 択
	4	医療ボランティア	2年次		1	
	5	歯科技工マネジメント	2年次		1	
	6	チーム医療入門Ⅰ	1年次	1		
	7	キャストフレームデンチャー特論	1年次	1		
	8	歯科口腔リハビリテーション技工論	1年次	2		
	9	ワックスオクルージョン特論	1年次	2		
	10	パーシャルデンチャー機能技工学	1年次	1		
	11	クラウンブリッジ機能技工学	1年次	1		
	12	顎口腔機能再建技工学	1年次	1		
	13	デンタルインプラント特論	2年次	2		
	14	生体適合性材料・加工学	1年次	1		
実習科目	15	歯科技工臨床実習	1年次	16		
	16	発展歯科技工臨床実習	2年次	12		
	17	インターンシップ	2年次	4		
関連科目	18	コミュニケーション英語演習	1年次	2		
	19	科学技術英語	2年次	2		
	20	歯周組織と歯科技工	2年次	1		
	21	生体情報とデジタルデンタルテクノロジー	1年次	2		
	22	有病高齢者と社会福祉	2年次	1		
	23	臨床統計学演習	2年次	1		
	24	介護と歯科技工	2年次	1		
	25	チーム医療入門Ⅱ	2年次	1		
合 計				61	3	

※修了要件単位 62単位以上

別表 I-4 歯科衛生士学科専攻科 口腔保健衛生学専攻（2026年度以降入学者）

	科目名称	授業を行う年次	単位数		備考
			必修	選択	
1	統計解析法	1年次	1		
2	医療行動科学	1年次	1		
3	カウンセリング論	1年次	2		
4	リハビリテーション概論	1年次	1		
5	プレゼンテーションスキルズ	1年次	2		
6	インプラントメンテナンス論	1年次	2		
7	歯周メンテナンス論	1年次	2		
8	歯周メンテナンス演習	1年次	4		
9	歯周治療学特論	1年次	2		
10	口腔保健衛生学レビュー	1年次	2		
11	歯科ホワイトニング特論	1年次	2		
12	摂食嚥下障害学特論	1年次	2		
13	歯科臨床実習	1年次	8		
14	審美歯科臨床実習	1年次		2	2単位以上 選択
15	歯科口腔介護臨床実習	1年次		2	
	総合計		31	4	

※修了要件単位 31単位以上

別表Ⅱ

(学科)

(単位：円)

	入学検定料	入学金※ (入学年度)	授業料 (年額)	実習費 (年額)	施設維持費 (年額)
歯科技工士学科	20,000	200,000	970,000	270,000	60,000
歯科衛生士学科	20,000	200,000	590,000	150,000	40,000

※ 本学卒業生（歯友会歯科技術専門学校卒業生を含む）が卒業した学科と異なる学科に入学する場合は、入学金を免除する。

(専攻科)

(単位：円)

	入学検定料	入学金※1 (入学年度)	授業料 (年額)	実習費 (年額)	施設維持費※2 (年額)
生体技工専攻	20,000	100,000	400,000	250,000	50,000
口腔保健衛生学専攻	20,000	100,000	400,000	250,000	50,000

※1 本学卒業生（歯友会歯科技術専門学校卒業生を含む）が入学する場合は、入学金を免除する。

※2 学科卒業生が卒業後引き続き入学する場合は、施設維持費を免除する。